

本庁各課（室）長
各出先機関の長 殿
労働委員会事務局長

総務部 人事課 長
総務部総務事務厚生課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について（通知）

このことについて、下記の事項に関し改めて職員に周知徹底を図るとともに、「換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間」に集まることを避けるよう指導してください。

記

- 1 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、人混みの多い場所への外出を避け、自宅で療養すること。また、所属長は、職員の健康状態の把握に努め、必要に応じ職員に対し休暇等の取得を促すこと。
 - 2 職員又は同居親族等に次の症状が見られる場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。
 - ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合
（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
 - ・ 基礎疾患等がある方は、上記状態が 2 日程度続く場合
 - 3 同居親族等に風邪の症状が見られる場合は、職員は速やかに所属長に報告の上、手洗い、マスク着用、咳エチケットなどの感染予防対策を実施すること。
 - 4 時差通勤を導入している所属にあつては、時差通勤を積極的に利用すること。
- ※ 上記 1～3 に係る職員の服務については、令和 2 年 2 月 20 日付 1 人第 1265 号「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」及び 28 日付 1 人第 1311 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に係る服務の取扱いについて（通知）」並びに 3 月 3 日付 1 人第 1324 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に係る服務の取扱いについて（通知）」に留意すること。